

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

記

1 公表の内容

平成 18 年 3 月から 4 月までに本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名及び所在地(下表のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
株式会社テオス	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 45 番 1 号アイディ幡ヶ谷 303	表題「未納金判明のお知らせ」 内容:成人玩具やアダルトビデオの通信販売システムの会員負担金が未納であるとして債務内容、法律事項について虚偽の説明をし、信用情報機関に登録申請すると通知し、錯誤

		困惑させ送金させることを目的とする。
関東管理事務局	東京都港区元赤坂 3-6-9	表題「最終訴訟通知」 内容:裁判所への提訴が受理されたとして裁判所への出廷を通知。裁判取り消しを希望する場合は、通信販売会社より業務を受任したとする当該事務局に連絡するよう伝えるなどの虚偽説明で錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
関東訴訟管理事務局	東京都大田区上池大 4-30-1	表題「最終訴訟通知書」 内容:裁判所への提訴が受理されたとして裁判所への出廷を通知。裁判取り消しを希望する場合は、通信販売会社より業務を受任したとする当該事務局に連絡するよう伝えるなどの虚偽説明で錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
株式会社 親和	東京都調布市仙川町 1-1-10-406	表題「事前通告」 内容:旧会社からの請求を引き継ぎ、債権回収を目的として居住地への訪問調査回収を実施すると威迫。本来債務のない本人に支払を履行して自発的解決をするか、文書による連絡を強く請求する。
法務省管轄支局 訴訟管理事務局	東京都千代田区霞ヶ関 3丁目5番地1号	表題「民事訴訟最終告知」 内容:運営・契約会社から民事訴訟の訴状の提出を受けたので通知、取下げ最終期日以降は裁判を開始するとして、連絡を請求。連絡がない場合は、給与、動産物、不動産等の差

		し押さえを強制執行し、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
総合消費通達執行センター	東京都豊島区南池袋 2-8-17	表題「消費料金未納分最終通告書」 内容: 民事訴訟を受けたので、期日までに連絡するよう要求。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行し、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
総合消費通達執行課	東京都豊島区南池袋 2-8-17	表題「消費料金未納分最終通告書」 内容: 民事訴訟の提起を受けたので、期日までに連絡するよう要求。連絡ない場合は、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
中央総合管理局	東京都中央区銀座 5-6-1	表題「民事裁判告知通知書」 内容: 通信販売会社から民事訴訟を受けたので、裁判所への出廷するよう通知。虚偽説明により錯誤困惑させ、裁判の取り下げをするための連絡を求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。

東日本債務管理局	東京都港区南新橋 1-4-20	<p>表題「民事裁判告知通知書」</p> <p>内容:通信販売会社から民事訴訟を受けたので、裁判所への出廷するよう通知。虚偽説明により錯誤困惑させ、裁判の取り下げをするための連絡を求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
日本訴訟管理事務局	東京都世田谷区三軒茶屋 2-8-12	<p>表題「最終訴訟通知書」</p> <p>内容:裁判所への提訴が受理されたとして裁判所への出廷を通知。裁判取り消しを希望する場合は、通信販売会社より業務を受任したとする当該事務局に連絡するよう伝えるなどの虚偽説明で錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
日本総合管理局	東京都中央区日本橋 4-10-11	<p>表題「民事裁判告知通知書」</p> <p>内容:通信販売会社から民事訴訟を受けたので、裁判所への出廷するよう通知。虚偽説明により錯誤困惑させ、裁判の取り下げをするための連絡を求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
法務局 共同管理センター	東京都中野区東中野 1-7-2	<p>表題「消費料金未納分訴訟最終通知書」</p>
法務局 共同管理センター	東京都品川区荏原 1-3-7	<p>内容:契約会社ないしは運営会社から民事訴訟を受けたと通知し、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよ</p>

		う重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの 連絡を誘引する。
法務局 訴訟通達センター	東京都台東区浅草橋 4丁目 19 番地 3 号	<p>表題「民法指定消費料金未納分訴訟最終通知書」</p> <p>内容: 契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
法務省 民事訴訟管理局	東京都新宿区高田馬場 2-6-10	<p>表題「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」</p> <p>内容: 通信販売契約会社運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
法務省管轄支局 民事管理事務局	東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 3 番地 2 号	<p>表題「民事訴訟特別告知書」</p> <p>内容: 契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>

<p>民事執行管理センター</p>	<p>東京都豊島区南池袋 2-8-17</p>	<p>表題「消費料金未納分最終通告書」</p> <p>内容: 売契約会社ないしは運営会社から民事訴訟を受けたことを通知し、連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>法務局認定法人 民事訴訟管理事務 機構</p>	<p>東京都千代田区三番町 18-1</p>	<p>表題「民事訴訟最終通達書」</p> <p>内容: 契約会社、又は運営会社側から民事訴訟として、訴状が提出されたことを通知。連絡がない場合は執行証書の交付のもとに給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うことを伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>民事訴訟管理事務局</p>	<p>東京都千代田区外神田 2-13-5</p>	<p>表題「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」</p> <p>内容: 通信販売契約会社運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>法務局認定法人 民事訴訟管理事務局</p>	<p>東京都千代田区西神田 3丁目6番地4号</p>	<p>表題「消費料金未納訴訟最終通達書」</p>

		<p>内容:通信販売契約会社ないしは運営会社から民事訴訟を受けたことを通知。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>法務局認定法人 民事訴訟通達管理 事務局</p>	<p>東京都千代田区三番町 18-1</p>	<p>表題「民事訴訟最終通達書」</p> <p>内容:契約会社、又は運営会社側から民事訴訟として、訴状が提出されたことを通知。連絡がない場合は執行証書の交付をもとに、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うことを伝える。虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>民事訴訟通達所</p>	<p>東京都新宿区高田馬場 2-6-10</p>	<p>表題「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」</p> <p>内容:通信販売契約会社、運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>民事総合管理センター</p>	<p>東京都豊島区南池袋 2 -8-17</p>	<p>表題「消費料金未納分最終通告書」</p> <p>内容:契約会社ないしは運営会社から民事訴訟を受けたことを通知。連絡ない場合は、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>

		<p>で、「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p> <p>表題「司法処分最終通告」</p> <p>内容:未納料金について原告側が裁判所への提訴したとして通告。連絡がない場合は裁判を行い、裁判所からの強制執行により未納料金を請求するとし、虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>民事総合管理組合</p>	<p>東京都豊島区南池袋 2 -8-17</p>	<p>表題「消費料金未納分最終通告書」</p> <p>内容:契約会社ないしは運営会社から民事訴訟を受けたことを通知。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>

なお、請求文面は、このページの下部に掲載しました。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。

- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、
名古屋市消費生活センターの**架空請求ホットダイヤル**へご相談ください。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第 16 条の 4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

■ 「架空請求」の文面

司法処分最終通告

分類番号 F46B195-74

この度通知させて頂きましたのは、未だ支払われていない未納料金に対して、原告側が訴訟を提起されたので、こちら側から第一通告書を送らせて頂きました。つきましては、ご連絡が無い場合は裁判を取り行う事とします。欠席裁判につきましては、原告側の主張を全面的に受理させて頂きます。なお、原告側の主張が受理された場合、裁判所からの強制執行という形でご自宅に未納料金の請求をさせて頂きます。

又は、こちら側から第二通告書の方を送らせて頂きますので裁判所に出廷という手続きにさせて頂きます。

※最近架空請求業者の新しい手口として個人情報を用いし裁判制度を利用する手口も見られます。

万が一身に覚えの無い方は早急にご連絡下さい。こちらで確認業務を取らせ頂きます。

〒171-0022 (平日9:00~18:00)

東京都豊島区南池袋2-8-17

03-5500-7004

民事総合管理センター

消費料金未納分最終通告書

分類コード 847593

この度、通知しましたのは、貴方の未納されました民法指定消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴訟の提出されました事をご通知します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判日の処置として給与の差し押さえ及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのものと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますのでお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からのご連絡を頂きますようお願い申し上げます。以上をもちまして、最終通達とさせていただきます。

※最近架空請求業者の新しい手口として小額訴訟手続き<小額訴訟は一日で判決が出てしまうため、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分どおりの判決が出される>を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一身に覚えのない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後三営業日以内

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-8-17

03-3884-0000 (9:00~20:00)

民事総合管理組合

民事訴訟最終通達書

訴訟番号 平成18(ハ)第03047号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の納付されていない消費料金について契約会社、又は運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。

以降、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て裁判手続きを開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として裁判所による執行証書の交付のもとに給料差し押さえ、及び動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますのでご了承下さい。

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては受付時間内にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 平成18年4月7日

0120-700-807(管理)

電話受付時間 9:00~18:00

(土・日・祝祭日を除く)

〒102-0075

東京都千代田区三番町18-1

法務局認定法人 民事訴訟管理事務機構